〇西粟倉村地下水保全条例 平成23年6月22日条例第15号 西粟倉村地下水保全条例

前文

百年の森林づくり事業に取り組む本村は、源流域の村として村民一人一人が流域の共通財産ともいえる森林の水源涵養機能などを認識し、森林整備を通じて自然環境との共生に努めてきた。自然環境を構成する主要な要素として水環境があり、地下水はその水環境の一部である。その地下水を長期にわたって採取した場合における地下水の復元は容易ではなく、その濫用は、許されない。そのため地下水を利用する場合は、使用量を最小限にとどめ地下水源の枯渇を防ぐとともに、みだりに井戸を掘り付近の水の枯渇又は地盤沈下等の弊害を防止しなければならない。このため村は、ここに地下水資源の合理的な利用と開発の基準を定めるため、この条例を制定するものとする。

(目的)

第1条 この条例は、他の法令に特別の定めがあるもののほか、地下水(温泉法(昭和23年法律第125号)の規定による温泉を含む。)の枯渇及び汚染を防止するため、地下水の採取について必要な規制を行うとともに、地下水の採取に係る調整を行うことにより良質な地下水源を保全し、村民の健康で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水 全ての地下水資源(温泉法(昭和23年法律第125号)の規定による温泉を含む。)をいう。
- (2) 井戸 地下水を採取するための施設をいう。

(許可)

第3条 井戸を設置しようとする者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、国又は県の機関が行う井戸の設置については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は県の機関は、井戸を設置しようとするときは、あらかじめ村長に協議しなければならない。
- 3 村長は、第1項の許可に必要な条件を付することができる。ただし、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課すものであってはならない。

(許可申請)

第4条 前条第1項の許可を受けようとする者は、井戸を設置するための工事に着手する日の30日前までに、井戸の揚水量の上限その他規則で定める事項を記載した申請書を村長に提出しなければならない。ただし、上水道が供給されない区域において、吸水口の口径が70ミリメートル未満である井戸を用いて、1日につき10立方メートル未満の地下水を採取しようとする者は、村長と協議が成立することをもって同条の許可があったものとみなす。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 井戸及び量水計の設置場所を示す図面
- (2) 井戸の設置場所の土地の所有者を明らかにする書類及び当該所有者の井戸の設置についての同意書
- (3) 井戸による地下水を利用する施設等の図面及び排水を処理する方法を明らかにした書面
- (4) その他村長の指定する図書

(許可の基準)

第5条 村長は、第3条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも該当していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 地下水の有効的な利用に支障がないこと。
- (2) 水道水源又は当該許可に係る井戸以外の井戸による地下水の採取に影響を及ぼすおそれがないこと。
- (3) 地下水を申請の用途に供することが必要かつ適当であること。
- (4) 他の水をもって代えることが困難であること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(許可又は不許可の通知)

第6条 村長は、第4条第1項の規定による申請があったときは、当該申請を受けた日から60日以内に許可又は 不許可の処分をしなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 村長は、前項の処分をしたときは、直ちにその旨を当該申請をした者に対し文書をもって通知しなければならない。

(完成の届出)

第7条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る井戸が完成したときは、完成した日から起算して15

日以内に村長に届け出なければならない。

(変更の許可)

第8条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る井戸の内容を変更しようとするときはあらかじめ、 村長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、第5条から前条までの規定を準用する。

(承継)

第9条 第3条第1項の許可を受けた者からその許可に係る井戸を譲り受け、又は借り受けた者は、当該許可を 受けた者の地位を承継する。

- 2 第3条第1項の許可を受けた者について、相続、合併又は分割(その許可に係る井戸を承継する場合に限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により成立した法人又は分割により当該井戸を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により第3条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は、承継した日から15日以内に、その旨を村長に届け出なければならない。

(許可の失効)

第10条 第3条第1項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該許可は、 その効力を失う。

- (1) 当該許可に係る井戸を廃止したとき。
- (2) 当該許可を受けた後6ヶ月を経ても井戸の設置に着工しないとき。
- (3) 当該許可の用途を変更するとき。
- (4) 第8条第1項の許可を受けないで許可に係る井戸の内容を変更したとき。
- 2 前項の場合において、同項各号に該当することとなった日から30日以内にその旨を村長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第11条 村長は、偽りその他不正な手段により第4条第1項の許可を受けた者に対して、その許可を取り消すことができる。

- 2 村長は、第3条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により付した条件に違反した者に対し、地下水の採取を停止し、又は相当の期限を定めて、井戸の設備を変更することその他その違反を是正するため、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 村長は、予想することができなかった特別の事情の発生により、地下水の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、第3条第1項の許可を受けた者に対し、相当の期間を定めて、地下水の採取を制限することができる。

(立入検査等)

第12条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、井戸を設置し、又は使用している者に対し、井戸に関する資料を提出させ、又はその職員に井戸の設置場所等に立ち入らせ、当該土地において行われている行為の状況を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第13条 村長は、地下水をみだりに採取し、又は地下水の採取に起因すると認められる著しい水位の低下若しくは地下水若しくは湧水の汚染その他村民の生活用水の使用に重大な支障を及ぼすと認められる地下水の採取があるときは、第3条第1項の許可を受けた者に対し、期限を定めて地下水の採取を制限し、地下水の保全その他村民生活への支障の除去のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第14条 村長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく、その勧告に係る期限までに措置をとらなかったときは、当該者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(措置の届出)

第15条 第13条の勧告又は前条の規定による命令を受けた者は、当該勧告又は命令に係る措置をとったときは、 当該措置をとった日から起算して7日以内に村長にその旨を届け出て、その検査を受けなければならない。

(停止命令)

第16条 村長は、第14条の規定により命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、必要な限度において井戸の使用の一時停止を命じることができる。

(原状回復)

第17条 村長は、第3条第1項、第8条第1項若しくは第12条第1項の規定に違反し、又は第3条第3項の規定により付した条件に違反した者に対して、必要な限度において地下水の採取の中止又は井戸の改築、移転、撤去若しくは原状回復を命ずることができる。

2 井戸を廃止したときは、当該井戸の設置場所等を原状に回復しなければならない。

(審議機関)

第18条 地下水の保全に関する重要事項を審議するため、西粟倉村地下水保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第19条 審議会は、この条例に定めるもののほか、地下水の保全について、村長の諮問に応じて調査審議するものとする。

(組織)

第20条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 審議会の委員は、議会議員、学識経験を有する者及び区長のうちからそれぞれ村長が委嘱し、又は任命する
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、議会議員及び区長のうちから委員に委嘱され、又は任命された者がその職を離れたときは、同時に委員の任を終えるものとする。
- 4 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第21条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議は、必要に応じ村長が招集する。ただし、委員の半数以上の者から審議会の招集の請求があったときは、村長は、これを招集しなければならない。

- 2 審議会の会議は、会長が議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条又は第16条の規定による命令に従わなかった者
- (2) 第17条第2項の規定による命令に従わなかった者
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
- (1) 第3条又は第8条の規定に違反した者
- (2) 第12条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に井戸を使用している者又は井戸を掘削している者は、この条例の施行の日から30日 以内に第4条第1項に規定する事項を記載した届出書を村長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により届け出た者は、この条例の施行の日に当該届出に係る井戸について第3条第1項の許可を 受けたものとみなす。